

あなぶきのカーシェアCARNA会員規約

本規約は、株式会社穴吹ハウジングサービス(以下「当社」という)が運営するあなぶきのカーシェアCARNA(以下「本サービス」という)に入会されるお客様に適用されます。

第1条(定義)

以下の各号の用語は当該各号の意義を有します。

- (1) 「会員」とは、本規約を承認の上、本サービスの入会を申し込み、当社が入会を承認した個人又は法人のお客様をいいます。
- (2) 「会員契約」とは、本規約に定めるところに従い、当社と会員との間に成立する本サービス利用に関する契約をいいます。
- (3) 「カーシェア車両」とは、本サービスの提供にあたり、当社から会員に対し貸渡されるカーシェアリング用の車両をいいます。
- (4) 「貸渡約款」とは、カーシェア車両の貸渡に関し、当社と会員との間に成立するあなぶきのカーシェアCARNAs貸渡契約に適用される契約条件等を定める当社の約款をいいます。
- (5) 「登録運転者」とは、第8条に従い、会員がカーシェア車両の利用者として当社に届出た者(会員自身を含む)をいいます。
- (6) 「会員ID」とは、この規約により当社が発行する会員毎の識別番号をいいます。
- (7) 「登録運転者ID」とは、この規約により当社が発行する登録運転者毎の識別番号をいいます。
- (8) 「固定料金」とは、月会費又は年会費のいずれかをいいます。
- (9) 「利用料金」とは、登録運転者のカーシェア車両利用に応じて生じる時間料金、バック料金、距離料金をいいます。
- (10) 「その他費用」とは、入会金、固定料金、利用料金以外に会員規約、貸渡約款、料金表や利用の手引きで定められた費用をいいます。

第2条(本規約の目的)

本規約は、本サービスを会員が利用するにあたって、会員が遵守すべき事項及び会員資格等に関する基本的事項を定めるものとします。

第3条(入会資格)

会員は、個人、法人のいずれも申込みことができます。なお、入会申込者が以下のいずれかに該当する場合には、会員となることができません。

- (1) 個人会員において、カーシェア車両の運転に必要な運転免許を有していないとき。
- (2) 入会申込の際の申告事項に、虚偽の記載、誤記、又は記入漏れがあったとき。
- (3) 入会申込の際に決済手段として当該入会申込者が届けたクレジットカードがクレジット会社により無効扱いとされているとき、又は当社が承認したクレジット会社のものでないとき。
- (4) 本規約、又は貸渡約款、その他当社との契約に違反したことがあるとき。
- (5) 指定暴力団、指定暴力団関係団体及びその構成員又は関係者、その他反社会的組織に属しているとき。
- (6) 過去に(社)全国レンタカー協会及び他のカーシェアリング会社に対し、駐車違反関係費用未払の報告をされたことがあるとき。
- (7) その他当社が会員として不適格と判断したとき。

第4条(入会の承認)

1. 本サービス利用に係る入会希望者は、本規約及び貸渡約款に同意の上、当社所定の「入会申込書」及び当社が定める必要書類を当社に提出して会員契約の申込を行うものとし、当社が審査の上これを承認したときに、当該入会希望者は会員となり当社との間に会員契約が成立するものとします。
2. 当社は、レンタカーに関する基本通達(自派138号 平成7年6月13日2(6))に基づき、貸渡簿(貸渡原簿)及び自動車貸渡簿に運転者の氏名、住所、運転免許の種類ならびに運転免許証の番号を記載する義務、もしくは運転者の運転免許証の写しを添付する義務があるため、会員契約の際に、会員及び登録運転者全員について、運転免許証とその他に身元を証明する書類の提出について書類の謄写の承諾を求めます。会員はこれを承諾し、当社の請求に従い提示することとします。なお、登録運転者の承諾については会員の責任において取り付けるものとします。また、これらに変更があった場合も同様とし、会員はその都度当社に通知するものとします。
3. 会員契約を締結して会員となったお客様は、会員契約の有効期間中、別に定める貸渡約款により、カーシェア車両を借受ける権利を有するものとします。

第5条(会員数)

当社は本サービスに用いるカーシェア車両の台数上、会員数が充分な人数に達したと判断した場合には、予告なく募集を締め切る場合があります。

第6条(会員ID・登録運転者IDの発行)

1. 当社は、入会の申込を受けて所定の審査を行い、これを承認した場合に、会員申込者に対し、会員IDを発行します。会員IDの発行をもって申込者の本サービスへの入会が完了します。
2. 当社は、会員からカーシェア車両の利用者(会員自身を含む)を登録運転者としての届出を受けて所定の審査を行い、これを承認した場合に、登録運転者に対し、登録運転者IDを発行します。
3. 登録運転者IDの発行は原則として登録運転者1名に対して1IDに限りします。

第7条(登録運転者IDに対する承認事項)

会員は以下の事項を確認し、承認します。

- (1) 登録運転者IDを利用した本サービスの利用は当該登録運転者に限りします。
- (2) 本サービスの利用、当社への照会及び各種手続きにおいて、当社は会員又は登録運転者本人であること確認させていただくことがあります。この場合、会員は自らこれに協力するとともに、必要がある場合、登録運転者としてこれを協力させるものとします。
- (3) 本サービスに関する会員及び登録運転者への連絡等は、当社のホームページへの掲載、又は会員が当社に届出した住所、電話番号、電子メールアドレスに対して行われます。

第8条(登録運転者の選定)

1. 会員は、カーシェア車両の利用者(会員自身を含む)を登録運転者として当社に届出、登録運転者に対し、カーシェア車両を利用させることができます。但し、登録運転者の選定については、当社所定の基準に従っていただくものとします。なお、当社において本サービスの利用者として適切でないと思われる者については、当社は登録運転者としての届出を拒否することができるものとします。
2. 会員は、登録運転者の届出について、当社所定の申込書に記入のうえ、これを当社に提出するものとします。
3. 会員は、当社からの請求がある場合、自己の責任により、直ちに登録運転者の運転免許証等の提示に応じるものとします。
4. 会員は、登録運転者に関して当社に届けた事項又はその運転免許証の内容等に変更が生じた場合は、直ちに当社に届出するものとします。
5. 会員は、全各号の登録運転者の届出、変更の際には、当該登録運転者の個人情報当社に通知されることにつき、予め会員の責任において、当該登録運転者の承諾を得るものとします。
6. 会員は、会員規約及び貸渡約款に定めるカーシェア車両の利用者としての義務について、登録運転者をして遵守せしめるとともに、会員及び登録運転者が行った一切の行為について責任を負うものとします。

第9条(登録運転者用ICカード)

1. 会員は、当社が認めた場合、登録運転者が所持するFeliCa仕様のICカード・FeliCaチップ内蔵の携帯端末等を登録運転者用ICカードとして利用することができます。その場合、登録運転者所有のFeliCa仕様のICカード・FeliCaチップ内蔵の携帯端末等の情報を当社所定のシステムに登録する必要があります。会員もしくは登録運転者は当社から指定された方法に従い当該情報の登録を行うこととします。また、会員はICカード情報の登録に要する費用として、別に定める金額を当社に対して支払うものとします。
2. 会員は、当社から利用の許可を受けた登録運転者用ICカードを善良な管理者の注意義務をもって、使用・保管するものとします。登録運転者用ICカードを第三者に使用させたり、複製したりしないものとします。
3. 理由の如何を問わず、会員がその会員資格を失ったとき、又は本サービスの提供が中止又は終了したときは、当社は、第1項に定める登録運転者用ICカードの利用に必要な登録情報を消去するものとします。
4. 登録運転者用ICカード(第1項に基づき登録を受けたICカード・携帯端末等)の紛失、盗難、滅失又は破損・性能不良の場合、会員は速やかに当社が定める手続きでその旨を当社へ届け出るものとします。当社は届出を承認した時点で、当社が定める方法で登録運転者用ICカードの利用に

必要な登録情報を消去するものとします。会員が当該届出を怠り又は遅延したことにより生じた損害(他人による不正使用によるものを含む)は、会員の負担となります。

5. 登録運転者用ICカード(第1項に基づき登録を受けたICカード・携帯端末等)の登録は、登録運転者1人に対して1ICカードに限りします。

第10条(カーシェア車両の貸渡)

当社は、貸渡約款の定めるところにより、カーシェア車両を会員に貸渡するものとします。なお、貸渡約款に定めのない事項については、法令又は一般の慣習によるものとします。

第11条(決済・利用料金)

1. 会員は、当社が別途定める入会金、固定料金、カーシェア車両の利用料金及びその他費用を当社に支払うものとします。
2. 入会金、固定料金、カーシェア車両の利用料金及びその他費用の詳細については、別に当社が定める料金表によるものとします。なお、入会金、固定料金、利用料金及びその他費用については、変更日の14日前までに、第7条第3号により告知します。会員が当該変更日までに第15条に基づき退会しない場合には、当該変更に同意したものとみなします。
3. 当社は、毎月末日をもって当該月に発生した利用料金、固定料金及びその他費用、その他の債務の額を締め切り、これを集計します。
4. 第2項に定める料金の支払いは、原則クレジットカード決済とします。クレジットカード決済ができない場合は、当社の指定する銀行口座への振込によるものとします。
5. 振込による支払いを選択する場合は、当社は会員に対し保証人をたててを定めることができるものとします。
6. 銀行口座への振込の際の手数料は当該会員の負担とし、クレジットカード決済時の手数料は当社の負担とします。
7. 会員と銀行又はクレジットカード会社の間において、利用料金等の支払を巡って紛争が発生した場合は、会員は自己の費用と責任によりこれを解決するものとし、当社に一切迷惑をかけるものとしません。
8. クレジットカード決済を行っている場合において、当社がクレジットカード会社に所定額の請求をできなかった際には、会員は当社からの請求に従い、直ちに不足額を当社に支払うものとします。

第12条(登録情報の変更)

1. 会員情報及び登録運転者情報、その他会員契約に関して会員が当社に届け出た事項に変更が生じたときは、会員は、その旨を直ちに当社に届出するものとします。
2. 前項の変更により本サービスの提供に支障が生じると当社が判断したとき、当社は、会員資格を取消し、会員契約を解除することができるものとします。

3. 第1項の届出が行われなかった又は遅滞した際は、当社は、会員及びその登録運転者に対し、本サービスの提供を停止することができるものとします。なお、徴収済の固定料金については、本サービス停止期間中においても返還しないものとします。

4. 第1項の届出が行われなかった又は遅滞したため、当社からの連絡が到着しない等会員に不利益が生じて、当社は一切の責任を負わないものとします。

第13条(当社側理由による会員契約解除)

当社は、本サービスの提供が不可能又は著しく困難となった当社において判断した場合、会員に対する会員契約を解除できるものとします。

第14条(会員資格の喪失による会員契約解除及び一時利用停止)

1. 会員等が以下に定める事由に該当するときは、当社は会員に対する何らの通知催告を要せず、会員資格を取消し、会員契約を解除すること、又は、会員契約を解除することなく本規約に基づく本サービスの提供を当社が必要と認める期間停止することができるものとします。なお、これらの場合、当社は同時に貸渡約款に基づくカーシェア車両の貸渡契約を解除することができるものとし(会員契約の解除の如何にかかわらず)、カーシェア車両の貸渡契約を解除された会員は直ちにカーシェア車両を当社に返還するものとします。
- (1) 入会金、固定料金、本サービスの利用料金、その他費用、その他会員が当社に対して負担する債務の履行を怠ったとき、その他本規約に違反したとき、又は貸渡約款について違反があったとき。
- (2) 上記に関連し、会員の指定したクレジットカードについて、当社がクレジットカード会社に所定額の請求をできなかったとき。
- (3) 当社への虚偽の申請があったとき。
- (4) 第3条各号のいずれかに該当することが判明したとき。
- (5) クレジットカード会社により会員の指定したクレジットカードの利用が停止させられたとき。
- (6) 仮差押、仮処分、強制執行、競売等の申立、手形交換所の取引停止処分もしくは租税公課の滞納その他滞納処分を受け、又はこれらの申立もしくは処分を受けるべき事由が生じたとき。
- (7) 支払停止、支払不能もしくは債務超過の状態に陥り又は破産、会社更生手続及び民事再生手続等の倒産関連手続(会員契約締結後に改定もしくは制定されたものを含む)の申立原因を生じ、又はこれらの申立を受けもしくは自らこれらの申立をしたとき。
- (8) 合併によらず解散したとき。
- (9) 行為能力又は権利能力を喪失したとき。
- (10) 当社又は他会員以外の第三者への損害を認めたとき。
- (11) 本サービス利用に際し複数回の事故を起こしたとき、当社以外のカーシェアリングサービス又はレンタカー利用において複数回の事故歴を有しているとき、その他会員の運転技術が未熟であると当社が判断したとき。
- (12) その他、本サービスの利用の継続が不適当であると当社が認めたとき。

2. 前項の場合、会員は、当社からの何らの通知催告を要せず、当社に対する一切の債務について期限の利益を喪失するものとし、直ちに全ての債務を一括して弁済するものとします。

第15条(退会手続)

1. 会員は、当社所定の手続きを行うことにより、いつでも退会し会員契約を終了することができるものとします。
2. 会員は、退会するときは、退会を希望する月の末日(当該日が当社の非営業日の場合は、前営業日)までに所定の方法にて届け出るものとし、当社はその月の末日をもって退会を受理し、会員契約を終了するものとします。なお、退会希望日が契約期間の途中であっても当該期間の固定料金は返還しないものとし、会員は、退会月末日までの固定料金及び退会までに生じた利用料金等の一切の債務を当社に支払うものとします。その他、マンズリー契約の場合は会員契約成立から1ヶ月を契約を自動終了とします。
3. 当社は、会員契約が終了した際には、会員の会員ID及び会員の保有するすべての登録運転者IDの登録を削除するものとします。

第16条(契約有効期間)

会員契約は会員契約成立の日に効力を発し、当社又は会員から本規約に従い会員契約を終了するまで有効とします。

第17条(費用の不返還等)

1. 第14条、第15条又は第16条により会員契約が終了した場合、当社は会員に対し、入会金、退会月の固定料金(年会費の場合は退会月以降の固定料金)、本サービスの利用料金及びその他費用を返還しないものとします。また、当社は、会員契約の終了により、既に貸渡したカーシェア車両の利用料金の請求権又は損害賠償請求権を放棄するものではありません。

第18条(退会、資格取消、終了による本サービスの取扱い)

会員が退会し、又は資格取消された場合、本サービスが終了した場合、会員の保有する会員ID及び会員の保有するすべての登録運転者IDは失効します。退会、資格取消、終了以降、本サービス及び特典は提供されません。

第19条(オンラインによる意思表示等の特則)

1. 当社は、入会申込、会員情報の変更、登録運転者情報の変更、その他一定の手続きの全部又は一部について、書面の提出に代えて、オンラインによる意思表示を行うことを認めることがあります。この場合、当社が定めることに従い、会員からオンラインによる意思表示があった場合には、本規約において定める書面の提出があったものとみなします。
2. 前項に定めるオンラインによる意思表示に関し、会員のID及びパスワードを入力してなされた意思表示について、当社は当該意思表示を会員本人による真正な意思表示とみなすことができるものとし、会員はこれについて異議を述べないものとします。

第 20 条(個人情報)

個人情報の取り扱い、利用目的等については、別途定める個人情報保護方針(プライバシーポリシー)にて規定するものとします。

第 21 条(相殺)

当社は、本約款及び細則に基づき会員に金銭債務を負担するときは、会員が当社に負担する金銭債務といつでも相殺することができるものとします。

第 22 条(消費税)

会員は、本規約に基づく金銭債務に課せられる消費税(地方消費税を含む)を別途当社に対して支払うものとします。

第 23 条(遅延損害金)

会員は、利用料その他の債務について支払期日を過ぎてもなお履行しない場合、支払期日の翌日から支払の日の前日までの日数に、年率14.6%の割合で計算される金額を遅延損害金として、利用料金その他の債務と一括して、当社が指定した日までに指定する方法で支払うものとします。この支払に必要な振り込み手数料その他の費用は、全て当該会員の負担とします。

第 24 条(準拠法等)

本約款の準拠法は日本法とします。

第 25 条(本規約の変更等)

当社は、本規約を変更する場合、変更日の14 日前までに、第7条第3 号により告知します。会員が当該変更日までに第15 条に基づき退会しない場合には、当該変更に同意したものとみなします。

第 26 条(管轄裁判所)

本規約に関する一切の訴訟、紛争については、高松地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

本規約は2023 年11 月16 日から施行します。